

東金市会計年度任用職員採用選考

受 験 案 内

<受付期間>

令和7年6月2日（月）～ 令和7年7月15日（火）【郵送の場合消印有効】

（お問い合わせ）

東金市教育委員会

教育部生涯学習課

郵便番号 283 - 8511

東金市東岩崎1番地1 東金市役所第2庁舎4階

電 話 0475-50-1187

FAX 0475-50-1294

家庭教育振興事業の一環として家庭教育相談を行うため、相談業務に当たる家庭教育指導員の採用選考を以下のとおり行います。

1 職種、採用予定人員及び職務内容

職種	採用予定人員	職務内容
家庭教育指導員 （会計年度任用職員）	1名	電話及び面接での家庭教育の問題に関する相談受付・処理及びこれらに関する業務

2 勤務条件

地方公務員法の適用を受ける一般職の非常勤職員である会計年度任用職員（パートタイム）としての採用となります（労働契約とは異なります。）。

- ・職 種 家庭教育指導員
- ・業務内容 （雇入れ直後）上記職務内容のとおり
（変更の範囲）なし
- ・任 期 令和7年10月1日から令和8年3月31日まで
- ・勤務時間 週18時間（6時間×3日）午前9時から午後4時まで
（休憩1時間・曜日は別途相談）
- ・時間外勤務 あります。（月平均5.5時間程度）
- ・勤務場所 （雇入れ直後）東金市家庭教育相談室
（東金市東岩崎1番地1 生涯学習課内）
（変更の範囲）なし
- ・報 酬 時間額 1,254円～1,296円
（月額90,288円～93,312円 ※月を4週として記載）

前歴の職務経験に応じ時間額の範囲内で加算がある場合があります。

- ・費用弁償 通勤・出張に係る交通費用相当額が支給されます。
- ・報酬支給日 月末締め、原則翌月15日払い（口座振込）
- ・期末手当 支給されます。（支給要件あり）
12月期1.250月分（在職期間に応じた支給割合となります。）
なお、期末手当の支給に当たっては、異なる任命権者の下での勤務時間は通算しません。
- ・勤勉手当 支給されます。（支給要件あり）
12月期1.050月分（在職期間に応じた支給割合となります。）
なお、勤勉手当の支給に当たっては、異なる任命権者の下での勤務時間は通算しません。
- ・退職手当 支給されません。
- ・休憩時間 正午から午後1時まで
- ・休日等 毎週土・日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）
- ・休暇等 年次有給休暇、特別休暇（産前・産後、保育時間、子の看護、忌引等）、育児休業等
- ・社会保険 加入しません。
- ・雇用保険 加入しません。
- ・災害補償 非常勤職員の公務災害補償制度が適用されます。
- ・服 務 地方公務員法が適用されます。
（サービスの根本基準、サービスの宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）
- ・分 限 分限処分の対象となります。
- ・懲 戒 懲戒処分の対象となります。
- ・そ の 他
 - ・任期が満了した場合には当然に退職します。
 - ・地方公務員法の規定により、採用後1月間は条件付での採用となります。再度の採用となった場合も、同様です。（採用後1月間の勤務日数が15日に満たない場合には、その日数が15日に達するまで条件付採用期間が延長されます。）
 - ・勤務実績に基づく能力の実証により再度の採用を行うことができるのは、原則2回（当初の採用から原則3年）までです。
 - ・給与及び費用の弁償は、「東金市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」の定めるところにより支給されます。
 - ・パートタイム会計年度任用職員とフルタイム会計年度任用職員の区別に当たっては、異なる任命権者の下での勤務時間は通算しません。

- ・報酬（時間額）、期末手当・勤勉手当の支給月数については、任期中の変更はありません。（報酬が最低賃金を下回った場合を除く）

注 勤務条件について、採用までに関係条例、規則等の制定・改廃が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

3 応募方法

(1) 応募に必要な書類

- ア 受験申込書（指定様式）
- イ 受験資格を証する書面の写し

(2) 方法

ア 郵送の場合

- ・ 受験申込書（指定様式）に必要事項を全て記入の上、受験資格を証する書面の写しを添付して封筒に入れ、**特定記録郵便**で東金市教育委員会教育部生涯学習課へ郵送してください。
また、封筒の表に「選考申込」と朱書きし、裏に住所及び氏名を必ず記載してください。
- ・ 受付期間は、令和7年6月2日（月）から7月15日（火）（消印有効）までです。

イ 持参の場合

- ・ 受験申込書（指定様式）に必要事項を全て記入の上、受験資格を証する書面の写しを添付して封筒に入れ、東金市教育委員会教育部生涯学習課（市役所第2庁舎4階）へ直接持参してください。
また、封筒の表に「選考申込」と朱書きし、裏に住所及び氏名を必ず記載してください。
- ・ 受付期間は、令和7年6月2日（月）から7月15日（火）までです。
※但し、土、日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

4 受験申込書（指定様式）の入手方法

郵送	封筒の表に「会計年度任用職員採用選考受験案内請求」と朱書きし、返信用封筒（角形2号、140円切手を添付）を同封の上、東金市教育委員会教育部生涯学習課文化学習振興係に郵送してください。
窓口	場所：東金市教育委員会教育部生涯学習課文化学習振興係 （土、日及び祝日を除く。） 電話：0475-50-1187 時間：午前8時30分から午後5時15分まで

ダウンロード	東金市ホームページ（生涯学習課）からダウンロードしてください。
--------	---------------------------------

5 受験資格

次の全ての要件を満たす者が受験できます。

(1) 令和7年10月1日から勤務することができる者

(2) 地方公務員法第16条に該当しない者

※地方公務員法第16条に定める欠格条項

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 東金市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）も欠格条項に該当します。

(3) 次の条件のいずれかに該当し、パソコンの基本操作ができる者

- ・ 社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、臨床心理士、臨床発達心理士のいずれかの有資格者
- ・ 小・中学校教諭のいずれかの有資格者
- ・ 相談・カウンセリング業務における実務経験が5年以上の者

6 選考方法

(1) 第1次選考

- ・ 提出された書類（受験申込書及び受験資格を証する書面の写し）による書類選考
- ・ 第1次選考の合格者（採用内定者）は、提出された書類（受験申込書（指定様式）及び応募資格を証する書面の写し）の結果により決定します。

(2) 第2次選考

- ・ 個別面接選考

- ・第2次選考の合格者（採用内定者）は、第1次選考の結果及び第2次選考（個別面接選考）の結果により決定します。

第2次選考の合格者（採用内定者）は、第1次選考の結果及び第2次選考（個別面接選考）の結果により決定します。

7 選考結果の通知（第1次・第2次選考共通）

合格、不合格のいずれの場合であっても、受験の申込みをされた本人宛てに選考の結果を書面又は電話により連絡いたします。

また、第1次選考の合格者には、上記の連絡の際に第2次選考の日程等をお伝えします。

なお、選考結果の連絡は、選考の日（書類選考にあっては受付期間の末日）からおおむね2週間以内に行います。

8 採用までの流れ（令和7年10月1日採用）

日 程	時期等
・書類選考（第1次選考）	受付期間 7月15日（火）まで
・第1次選考合格者の決定 ・個別面接選考（第2次選考）の日程の決定・通知	7月16日（水）からおおむね2週間以内
・個別面接選考（第2次選考）の実施	第2次選考の日程の決定・通知からおおむね2週間以内
・採用内定者の決定・通知 ・勤務条件承諾書、通勤届等の必要書類の提出の依頼	9月中旬
・提出書類の確認 ・採用の決定	9月下旬
・採用通知書の交付 ・サービスの宣誓	10月1日

9 その他

- （1）選考の途中で、受験資格がないことが明らかになった場合及び受験申込書をはじめとする市への提出書類に虚偽の記載があることが明らかになった場合は、その後の選考を受験できません。これらの場合、棄権と同様に取り扱います。また、合格している場合は、合格を取り消します。

- (2) 提出書類は、採用選考及び採用手続に使用します。また、提出書類は返却しません。
- (3) 受験に際して市が収集する個人情報、採用選考及び採用に関する事務以外の目的への使用は一切しません。ただし、採用者の個人情報は、人事情報として使用します。
- (4) 受験する上で、何らかの配慮が必要な場合は、必ず受験申し込み時に御相談ください。

10 お問い合わせ

東金市教育委員会教育部生涯学習課文化学習振興係（担当者：熊川）

電 話 0475-50-1187

FAX 0475-50-1294

<参考>

・パートタイム会計年度任用職員

1週間当たりの通常の勤務時間が常勤職員の1週間当たりの通常の勤務時間（38時間45分）と比べて短いもの

・フルタイム会計年度任用職員

1週間当たりの通常の勤務時間が常勤職員の1週間当たりの通常の勤務時間（38時間45分）と同一であるもの